

別表六(六)

11欄、18欄及び26欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

別表六(六)

平二十三・六・三十以後終了事業年度分

試験研究費の総額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書			事業年度	・ · ·	法人名				
試験 18欄	試験研究費の額	1	円	特別試験研究費の税額控除	法人税額超過構成額 (別表六(二十七)「20の②」)	17	円		
	平均売上金額 (別表六(九)「5」)	2			当期分の特別控除額 (16) - (17)	18			
	試験研究費割合 (1)	3			差引当期税額基準額残額 $\left[(8) \text{ 又は } \left((7) \times \frac{30}{100} \right) \right] - (9) - (16)$	19			
試験研究を行った場合の法人税額の特別控除(特別試験研究費に該当するもの)を適用している場合には、適用額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、 「第42条の4第2項」 ②区分番号に、「00007」 ③適用額欄に、当該別表六(六)18欄の金額(円単位) を記載してください				前 期 繰 越 分	繰越税額控除限度超過額 (別表六(六)付表「4の計」(総額+特別))	20			
					平成21年度分繰越税額控除限度超過額 (別表六(六)付表「7の計」(総額+特別))	21			
					平成22年度分繰越税額控除限度超過額 (別表六(六)付表「10の計」(総額+特別))	22			
					計 (20) + (21) + (22)	23			
					同上のうち当期繰越税額控除可能額 (19)と(23)のうち少ない金額) (別表六(六)付表「1の①」≤(別表六(六)付表「3の②」)の場合は0)	24			
					法人税額超過構成額 (別表六(二十七)「17の②」+「18の②」)	25			
					当期繰越税額控除額 (24) - (25)	26			
					法人税額の特別控除額 (11) + (18) + (26)	27			
					特別試験研究費の額の明細 試験研究等の内容	特別試験研究費の額			
					26欄				
特別 試 験 研 究 費 の 税 額 控 除	法人税額超過構成額 (別表六(二十七)「19の②」)	10		試験研究を行った場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越控除額がある場合)を適用している場合には、適用額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、 「第42条の4第3項」 ②区分番号に、「00008」 ③適用額欄に、当該別表六(六)26欄の金額(円単位) を記載してください					
	当期分の特別控除額 (9) - (10)	11							
	特別試験研究費の額 (29)の計)	12							
	特別試験研究費に係る税額控除割合 $\frac{12}{100} - ((4) \text{ 又は } (5))$	13							
	特別研究税額控除限度額 (12) × (13)	14	円						
当期税額基準額残額 (8) - (9)			15						
当期税額控除可能額 (14)と(15)のうち少ない金額)			16	計					